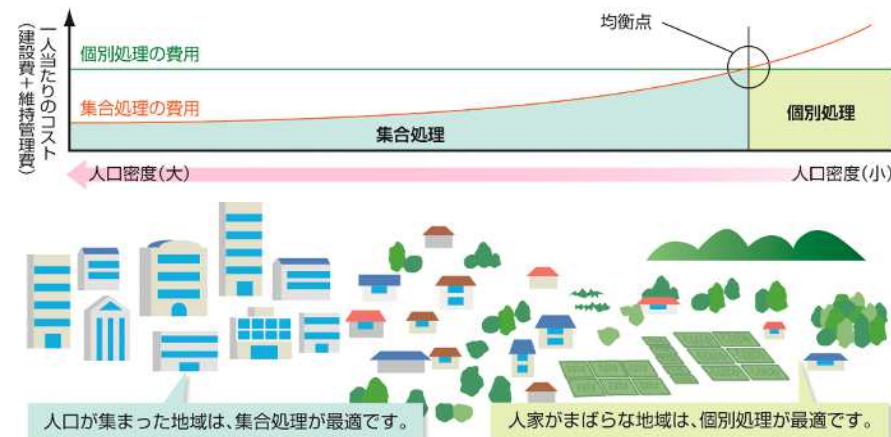


1 本構想の趣旨

- 本県では、污水处理施設を効率的に整備、運営管理するため、地域毎の整備手法を示す「全県域污水適正処理構想」を1996年度に策定し、社会情勢の変化等に対応した見直しを2003, 2011, 2016年度に実施。
- 本県の污水处理人口普及率は92.3%（2021年度末）となり、全県域污水適正処理構想を策定した1996年当時と比べ、約30%上昇しているが、污水处理の早期概成（2026年度末での污水处理人口普及率95%以上）の達成には、一層効率的な整備が必要となっている。
- 本構想では、未普及対策について、効率的な整備を進めるため、既存の構想の未普及地域の整備手法等を見直し、污水处理の早期概成が実現可能なものとした。

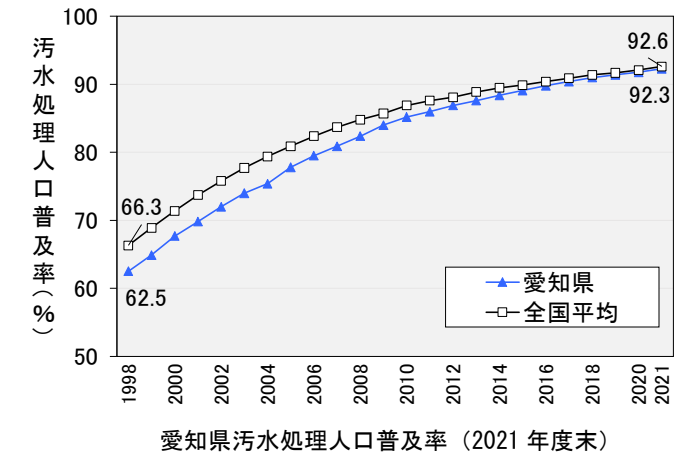
全県域污水適正処理構想とは

各市町村が、それぞれの污水处理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、地域毎に適正な污水处理手法を選定したもので、これを県が取りまとめた污水处理施設の整備及び運営管理に関する総合的な構想。



3 污水处理施設の整備状況

- 污水处理人口普及率は、92.3%（2021年度末）となっており、これまで順調に推移してきた。
- しかし、未だ概成の目安である95%に達していない状況であり、市町村別に見れば、全54市町村の内、95%に達しているのは約1/4の13市町村となっている。

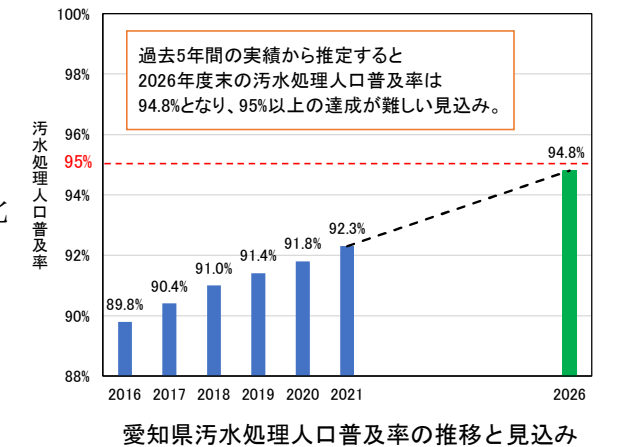


4 污水处理の早期概成に向けた課題

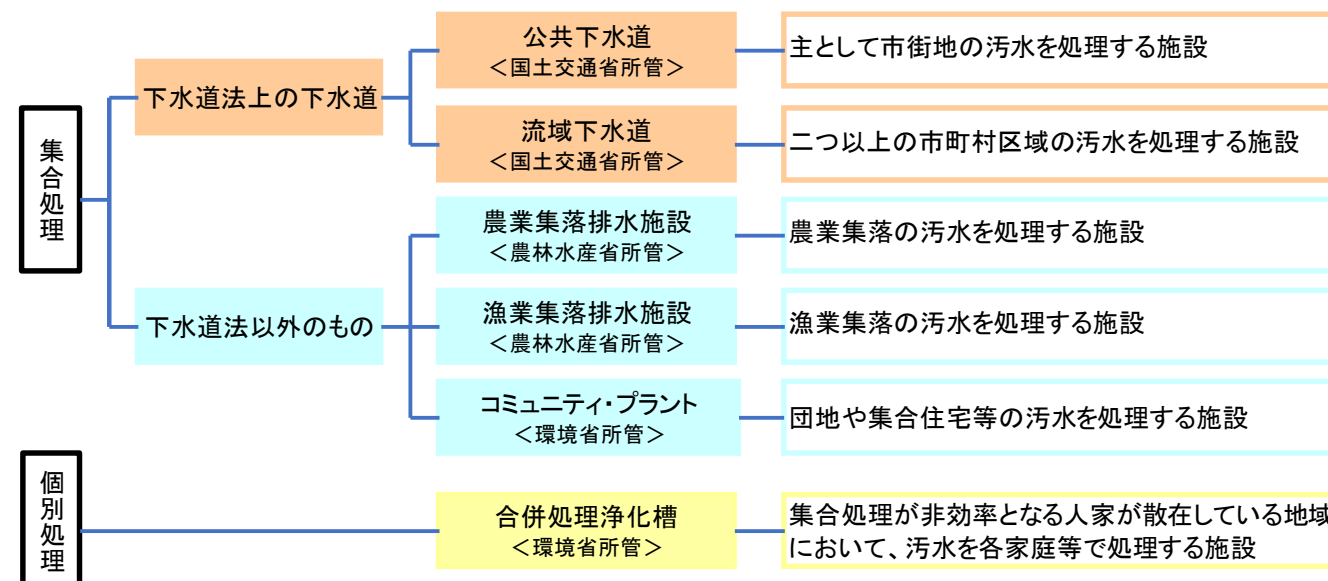
- 污水处理人口普及率の伸びは、近年、鈍化しており、過去5年間の実績に基づく推移で進捗すると仮定すると、污水处理の早期概成の達成が難しく、加速化が必要である。

[課題]

- (1) 市街化調整区域の下水道整備
 - ・市街化調整区域では、整備完了までに相当な期間を要することが見込まれる。
- (2) 早期概成に向けた各污水处理施設の整備の加速化
 - ・污水处理の早期概成には、集合処理、個別処理とも、更なる整備の推進が必要。
 - ・これまで以上に、各污水处理事業間の連携を強化し、より一層の効率的な整備が重要。



2 主な污水处理施設の種類の種類



5 対策の基本的事項

- 污水处理の未普及地域の解消に向け、早期概成を達成するため、整備に関する基本的事項を以下のとおり定め、社会情勢の変化等に応じた適正な整備手法を選定し、整備の効率化を図る。

基本的事項 未普及地域における整備手法の徹底的な見直しと整備の推進

- ・経済比較を基本としつつ、地域特性や整備の状況・運営を含めた時間軸等の観点から考慮した整備手法の見直しにより、2026年度末での污水处理の概成（污水处理人口普及率95%以上）を目指す

6 未普及対策の取組

(1) 取組内容

- 未普及地域の解消に向け、適正な整備手法を選定することにより、効率的に汚水処理施設を整備し、進捗を図る。また、2026年度末の汚水処理の概成のためのアクションプランに基づき、計画的に整備を進める。

【適正な整備手法の選定】

効率的かつ適正な整備手法を選定し、計画的に汚水処理施設を整備する。特に、整備に長期間を要する地域では、地域の実情等を踏まえ、早期に概成可能な手法への見直しを実施することとする。

・整備手法の見直し概要

今回、未普及地域において、早期に効率的な整備を進めるため、44市町で整備手法の見直しを実施した。

個別処理から集合処理への見直し 34市町 約 793ha
 集合処理から個別処理への見直し 32市町 約 9,485ha

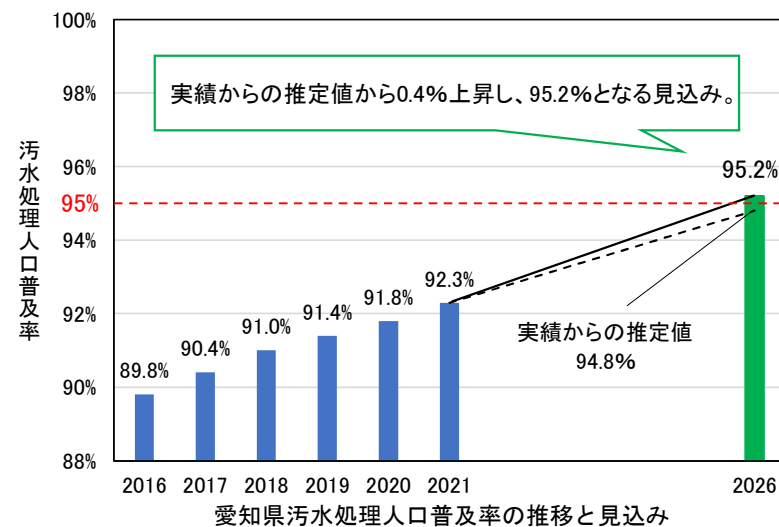
【アクションプランに基づく整備推進】

未普及地域の解消に向けた早期概成を達成するためのアクションプランに基づき、計画的かつ効率的に整備を進める。整備を進めるにあたっては、下記の実行メニューに配慮する。

主な実行メニュー（配慮事項）

- ▶ 下水道整備の年間整備量の増加を検討・実施
- ▶ 下水道整備の低コスト手法の採用や設計・施工一括発注方式の導入を検討・実施
- ▶ 浄化槽設置費補助事業の新設・拡充を検討・実施
- ▶ 浄化槽処理促進区域の指定及び公共浄化槽の導入を検討・実施

2026年度末での汚水処理人口普及率は、過去5年間の実績からの推定値と比較して0.4%上昇し、95.2%となる見込みである。

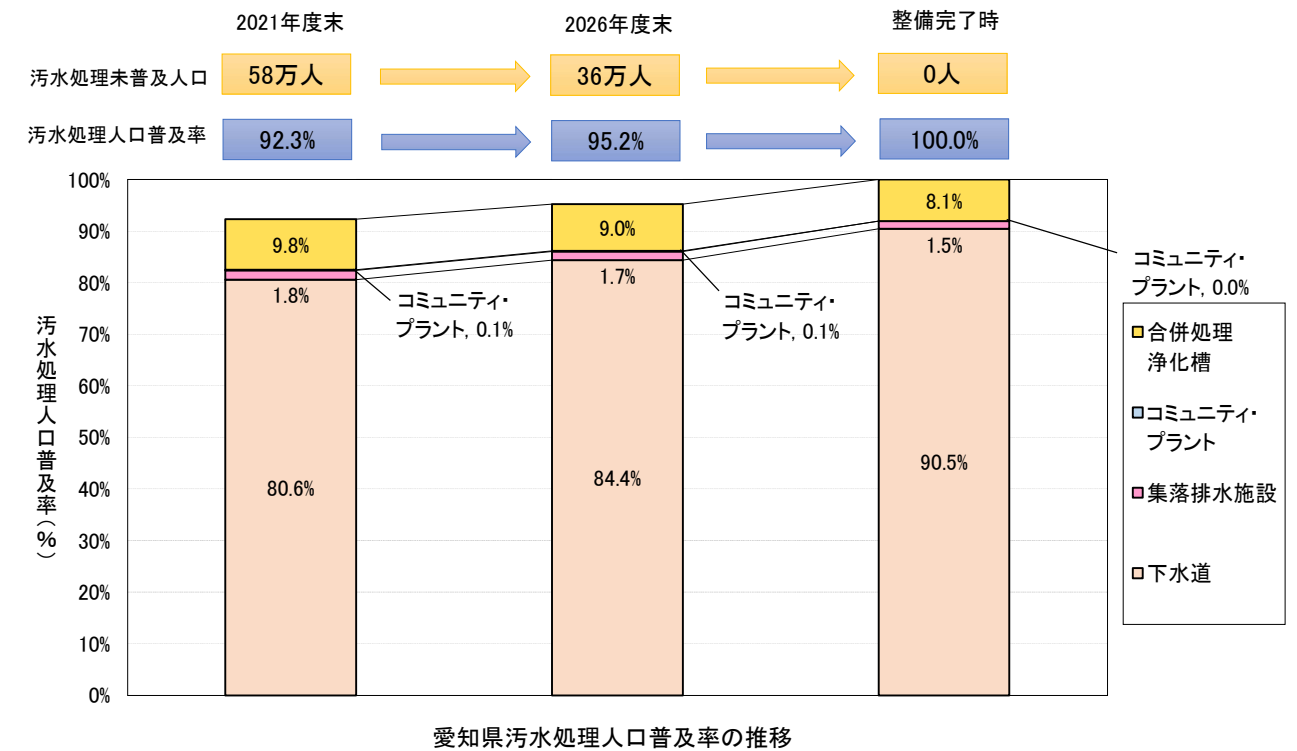


(2) まとめ

- 本構想に基づき整備を進めることにより、2026年度末の汚水処理人口普及率は95.2%となり、汚水処理の早期概成が達成できる見込みである。

アクションプランと汚水処理の構成比率

	2021年度末		見直し後				見直し前		
	汚水処理人口 (人)	割合 (%)	2026年度末		整備完了時		整備完了時		
			汚水処理人口 (人)	割合 (%)	汚水処理人口 (人)	割合 (%)	見直し前との差 A-B (%)	汚水処理人口 (人)	割合 (%)
下水道	6,054,352	80.6%	6,288,967	84.4%	6,704,441	90.5%	-2.1%	6,814,440	92.6%
集落排水施設	136,501	1.8%	126,809	1.7%	107,957	1.5%	-0.5%	148,479	2.0%
コミュニティ・プラント	9,690	0.1%	7,819	0.1%	2,232	0.0%	-0.1%	7,874	0.1%
合併処理浄化槽	737,151	9.8%	672,248	9.0%	597,514	8.1%	2.9%	384,748	5.2%
合計	6,937,694	92.3%	7,095,843	95.2%	7,412,144	100.0%		7,355,541	100.0%
未普及	577,313	7.7%	359,065	4.8%	0	0.0%		0	0.0%
行政人口	7,515,007	100.0%	7,454,908	100.0%	7,412,144	100.0%		7,355,541	100.0%



7 進捗管理

- 汚水処理人口普及率と汚水処理未普及人口をベンチマーク（指標）として定め、概ね5年に1回の点検により、進捗状況等を確認し、差異が生じた場合には見直しを行う。